

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正行
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第35期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金について、当社の普通株式1株につき金2円50銭とするものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役に山田正行、辻村誠、松本好博、飯田亨、米津秀二、岩崎雷凱、田島照彦の7氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役に金澤光二、柘植信吾、吉田和永の3氏を選任するものであります。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役金澤光二氏、退任監査役長谷川了治氏、田島照彦氏に対し在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。

第6号議案 辞任取締役に退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり辞任取締役山田雄三氏に対し在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することで承認可決されました。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

本件は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認され重任された取締役5名ならびに監査役2名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、支給の具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議に一任することで承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
第1号議案	73,805	11,371	0	(注) 1	(注) 2 可決 (83.3%)
第2号議案					(注) 2 可決 (71.3%)
山田正行	63,176	22,000	0		可決 (71.3%)
辻村 誠	63,180	21,996	0		可決 (71.3%)
松本好博	63,180	21,996	0	(注) 1	可決 (71.3%)
飯田 亨	63,186	21,990	0		可決 (71.3%)
米津秀二	63,186	21,990	0		可決 (71.3%)
岩崎雷凱	63,183	21,993	0		可決 (71.3%)
田島照彦	63,155	22,021	0		可決 (71.3%)
第3号議案					(注) 2 可決 (71.3%)
金澤光二	63,156	22,020	0	(注) 1	可決 (71.3%)
柘植信吾	63,179	21,997	0		可決 (71.3%)
吉田和永	63,199	21,977	0		可決 (71.3%)
第4号議案	63,083	22,092	0	(注) 1	(注) 2 可決 (71.2%)
第5号議案	73,642	11,534	0	(注) 1	(注) 2 可決 (83.1%)
第6号議案	84,896	280	0	(注) 1	(注) 2 可決 (95.8%)
第7号議案	63,048	22,128	0	(注) 1	(注) 2 可決 (71.2%)

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案および第4号議案から第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上